

利益相反(COI) マネージメントに関する指針

はじめに

本指針は、本学会会員に対して利益相反(COI)に関する基本的な考えかたを示し、本学会の研究における公正さと中立性を担保し、循環の制御に関する研究・教育活動を積極的に推進することを通して病態の解明と健康の推進を目的として策定する。

1. 対象者

COI 状態が生じる可能性がある以下の本学会対象者に対して本指針が適用される。

- 1 会員(名誉会員、正会員、賛助会員)
- 2 事務員
- 3 本学会学術集会ならびに本学会機関誌での発表者
- 4 理事会、総会、委員会出席者

2. 対象となる活動

本学会が関与するすべての事業活動に対して本指針が適用される。本学会学術集会や関連するセミナー等および本学会機関誌で発表するときに、対象者は本指針を遵守することが求められる。本学会会員に対する教育講演や市民に対する公開講座等における発表者は、社会的な影響力が強いので特に本指針の遵守が求められる。

3. 開示・公開対象事項

本指針に規定する一定の条件・金額を超過する場合に対象者自身がCOIの状況を自己申告によって開示する。自己申告の内容は申告者本人が責任を持つ。対象者自身(場合によっては配偶者・一親等の親族・収入・財産を共有する者)が、企業や営利を目的とした団体(以下、当該団体)の役員や顧問職である場合、当該団体の株を保有している場合、対象者自身に当該団体から特許権使用料が支払われる場合、当該団体から会議の出席・発表に対し拘束時間・労力に対して支払われた日当・講演料等がある場合、当該団体がパンフレット等の執筆に対して支払った原稿料がある場合、当該団体が提供する研究費がある場合、当該団体からその他の報酬(研究とは無関係な旅行、贈答品等)が基準を超えられると思われる場合、および当該団体が提供する寄附講座に所属している場合である。

- 1) 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職については、1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上の場合。
- 2) 株の保有については、1つの企業からの年間利益(配当、売却益の総和)が100万円以上、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合。
- 3) 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料、講演料、あるいは原稿料等で、1つの企業・団体からの合計が年間100万円以上の場合。
- 4) 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの研究に対して支

払われた総額が年間 200 万円以上の場合。奨学寄付金(奨励寄付金)については、1 つの企業・団体から、1 名の研究代表者に支払われた総額が年間 200 万円以上の場合。

5) 企業・組織や団体が提供する寄附講座に所属している場合。

6) その他の報酬(研究とは無関係な旅行、贈答品等)については、1 つの企業・団体からの合計が年間 10 万円以上の場合。

4. COI 状態の回避

研究結果の公表は公明性、中立性を担保して学術的・社会的な利益に基づいて行うべきであり、資金提供者や企業の意向に影響されるべきではない。臨床研究の試験責任者等は、研究を依頼する企業の株を保有していないこと、研究の結果として得られる製品・技術の特許料・特許権を獲得しないこと、研究を依頼する企業や営利を目的とした団体の役員、理事、顧問等でないことが望ましい。ただし、必要不可欠な場合はこの限りではない。

5. 実施方法

本学会会員は研究の結果を学術集会等で発表する場合、当該研究実施に関わる COI 状態を適切に開示する。(発表演題に関する利益相反状態の開示の見本は別に示す。)本指針に反すると考えられる場合は、発表の差し止めを含めて個人情報・利益相反検討委員会において審議し、理事会に上申する。本学会の理事長、副理事長、理事、会長、副会長、監事、各種委員会委員長(ただし個人情報・利益相反検討委員会、倫理委員会ならびに機関誌編集委員会は委員全員)は学会の事業活動に対して重要な役割と責務を担っているので、就任時に当該事業に関わる COI 状態を自己申告により開示する。また、理事長、理事、会長、監事、各種委員会委員長等が学会の事業を遂行する上で、COI 状態が生じた場合、COI の自己申告が不適切と考えられた場合、理事会は個人情報・利益相反検討委員会に諮問し、答申に基づいて改善措置等を指示する。機関誌編集委員会は、本学会機関誌に発表される論文について本指針に沿ったものであることを確認する。論文掲載前に本指針に反することが明らかになった場合は掲載を差し止めることができる。論文掲載後に本指針に反していたことが明らかになった場合は、本学会機関誌に編集委員長名でその由を公知する。これらの対処に際しては個人情報・利益相反検討委員会で審議の上、理事会承認を得て実施する。上記、改善の指示や差し止め処置を受けたものは、本学会に対して不服申立てをすることができる。

6. 指針違反者への措置と説明責任

本学会理事会は本指針違反者に対して審議する権限を有し、審議の結果、重大な遵守不履行に該当すると判断した場合は、その程度に応じて一定期間、本学会学術集会等での発表の禁止、本学会機関誌への論文掲載の禁止、理事長、理事、会長、監事、各種委員会委員長・委員、評議員、会員になることの禁止等の措置をとることができる。上記、被措置者は本学会に対して不服申立てをすることができる。本学会は研究

成果の発表において、本指針の遵守に重大な違反があると判断した場合、社会に対して説明責任を果たす。

7. 指針の改訂・改正

理事会が本指針を改訂・改正することができる。

8. 付則

本指針は 2014 年 12 月 12 日より施行する。

発表演題に関する利益相反状態の開示の見本

<p>日本循環制御医学会学術集会 利益相反状態の開示</p> <p>筆頭発表者： ○○ ○○</p>		
<p>① 役員・顧問職等の報酬*</p> <p>② 株式の利益* (または株式の5%以上)</p> <p>③ 特許権使用料など*</p> <p>④ 講演料など*</p> <p>⑤ 原稿料など*</p> <p>⑥ 研究費・助成金など**</p> <p>⑦ 奨学(奨励)寄付金など**</p> <p>⑧ 寄附講座所属</p> <p>⑨ その他(旅費・贈答品など)#</p>	<p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p>	<p>・ 無</p> <p>・ 無</p> <p>・ 無</p> <p>・ 無</p> <p>・ 無</p> <p>・ 無</p> <p>・ 無</p> <p>・ 無</p> <p>・ 無</p>

年間、1企業・団体あたり： #10万円以上、*100万円以上、**200万円以上

<p>Annual Meeting of The Japanese Society of Circulating Control Disclosure Statement of Conflict of Interest (COI)</p> <p>Presenter's Name: XXXXX</p>		
<p>You are required to disclose any state of conflict of interest existing at any time during the past one year in connection with the subject of the presentation. <input type="checkbox"/></p>		
<p>Category</p>	<p>Applicability</p>	<p>If "YES", indicate the Name of Companies / Organizations</p>
<p>1. Served as board member /advisor of a company or for-profit organization and had compensation. *<input type="checkbox"/></p>	<p>YES / NO</p>	
<p>2. Had ownership of corporate stocks and profits earned from the stocks. * (or held ownership of 5% or more of the company's outstanding shares)<input type="checkbox"/></p>	<p>YES / NO <input type="checkbox"/></p>	
<p>3. Patent royalties received from a company or for-profit organization*<input type="checkbox"/></p>	<p>YES / NO <input type="checkbox"/></p>	
<p>4. Received any daily allowance or lecture fee from a company or for-profit organization.*<input type="checkbox"/></p>	<p>YES / NO <input type="checkbox"/></p>	
<p>5. Received any manuscript fee from a company or for-profit organization.*<input type="checkbox"/></p>	<p>YES / NO <input type="checkbox"/></p>	
<p>6. Received any research grants or subsidy from a company or for-profit organization.**<input type="checkbox"/></p>	<p>YES / NO <input type="checkbox"/></p>	
<p>7. Received any scholarship or donation from a company or for-profit organization.**<input type="checkbox"/></p>	<p>YES / NO <input type="checkbox"/></p>	
<p>8. Affiliated with an endowed chair from a company or for-profit organization.<input type="checkbox"/></p>	<p>YES / NO <input type="checkbox"/></p>	
<p>9. Received any travel expenses or gifts unrelated to research or education. #<input type="checkbox"/></p>	<p>YES / NO <input type="checkbox"/></p>	

Applicable if annual compensation from any one company or organization is :
over USD 1,000, * over USD 10,000, ** over USD 20,000